

資料 3

福島県土地利用基本計画の一部変更について（案）

平成30年6月8日
福島県

別紙様式
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	341,814	24.8%	209		209	342,023	24.8%
農業地域(b)	770,900	55.9%			0	770,900	55.9%
森林地域(c)	991,608	71.9%				991,608	71.9%
自然公園地域(d)	182,033	13.2%				182,033	13.2%
自然保全地域(e)	4,892	0.4%				4,892	0.4%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,291,247	166.2%	209		209	2,291,456	166.2%
白地地域	4,001	0.3%				4,001	0.3%
県土面積	1,378,374	100.0%				1,378,374	100.0%

注1: 県土面積は、平成27年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。

法第48条第1項第1号関係(土地利用基本計画の変更)

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積(ha)	縮小面積(ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				
					名称	面積	名称	面積		地目				面積
1	南相馬都市地域(13-1)	南相馬市	209		農森	209	農用	76		農用	44	常磐自動車道南相馬ICの北側に位置し、都市的土地利用が見込まれることから、無秩序な市街化を抑制するため。	都市計画区域の変更	・東北地方整備局との事前協議(H30年5月14日) ・林務部局との協議の要否について県森林計画課から林野庁に確認し、不要の回答有り(H30年5月10日)
					82	農用	82		森林	124				
							7		原野	1				
									水面	1				
									道路	10				
									宅地	26				
									その他	3				
合計			209											

【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保持」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

2 計画図(変更区域・変更位置図)

別紙の通り

3 計画書

変更無し

4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1)市町村(国土利用計画法第9条第12項関連)

市町村名	調整状況
南相馬市	済み

(2)国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
福島県総合計画審議会	予定

(3)国土交通省(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
国土交通省	済み

【記載上の注意事項】

【記載上の注意事項】

- 1) 「機関名」の欄には、機関名(例:〇〇県国土審議会)を記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。

変更地域一覧表

(単位：h a)

整理番号	変更地域名	関係市町村名	五地域区分	変更面積	
				拡大	縮小
1	南相馬都市地域	南 相 馬 市	都市地域	209	
		計		209	0

変更位置図

